

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会

【諮問事項】

日野市国民健康保険税率等の改定について

(説明資料)

【目 次】

1. 令和3年10月現在の国保に関連する状況について・・・・・・・・・・1ページ
2. 令和3年度国民健康保険税（料）率等・・・・・・・・・・2ページ
3. 令和3年度標準保険税率について・・・・・・・・・・3ページ
国民健康保険税率等の改定内容について
4. 日野市の国保・後期高齢者の人口推計・・・・・・・・・・4ページ
5. 令和4年度国民健康保険税 税率改定パターン（案）・・・・・・・・5ページ
6. 新型コロナウイルス感染症の影響について・・・・・・・・・・6ページ

【令和3年10月現在の国保に関連する状況について】

1. 国の状況について

- 菅元内閣総理大臣の国会答弁及び7月の都道府県ブロック会議（厚生労働省保険局国民健康保険課の主催）にて、「赤字繰入れの解消」及び「保険料水準統一を推進」と発言・説明がありました。
- 令和3年6月7日、総務省から厚生労働省へ、令和4年度の地方財政措置に関する申し入れの中で、赤字補てん目的の一般会計繰入れの解消では、繰入れの要因を把握・分析し、解消の取組を促進するよう求めています。
- 全国の赤字繰入れは、平成26年度3,468億円から令和元年度1,096億円に減少。秋田、山形、群馬、富山、滋賀、鳥取、島根は法定外繰入れ解消済みとなっています。
- 保険者努力支援交付金のインセンティブで、赤字が解消すると交付金が増額する点数配分になったため、解消すれば、より一層国保財政が安定する仕組みとなりました。

2. 東京都の状況について

- 赤字繰入額は、未だ全国トップとなっています。
- 全都道府県が保険料統一を目指す計画を厚生労働省に提出しました。

3. 他市の状況について

- 東京都26市の大多数が、令和4年度保険税（料）率改定予定です。

4. 今後の制度改正について

- 令和4年度より未就学児を対象に、子どもの均等割が半額になります。（7・5・2割軽減を受けている場合は、軽減後の半額となります。）

※国への意見書（「国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大（子育て世代の負担軽減策の実施）」を、平成29年12月議会（第3回定例会）において、全会一致で可決後に提出しております。

令和3年度 国民健康保険税(料)率等

【モデル世帯】世帯員 2名、給与収入 300万円

令和3年10月作成

順位	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護分				課税基礎額		1,590,000	
		所得割		均等割		所得割		均等割		所得割		均等割		給与収入	3,000,000		
		現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	現行	標準	固定資産税額	—		
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	加入人数	2		
1	江戸川区	7.67	7.44	42,000	43,757	2.43	2.58	13,500	14,812	2.43	2.66	17,400	19,393	205,953	65,637	73,437	345,027
2	品川区	7.13	7.41	38,800	43,536	2.41	2.49	13,200	14,260	2.59	2.59	17,000	18,903	190,967	64,719	75,181	330,867
3	練馬区	7.13	6.91	38,800	40,618	2.41	2.53	13,200	14,510	2.52	2.59	17,000	18,918	190,967	64,719	74,068	329,754
4	板橋区	7.13	7.68	38,800	45,154	2.41	2.58	13,200	14,791	2.49	2.65	17,000	19,352	190,967	64,719	73,591	329,277
5	豊島区	7.13	7.06	38,800	41,512	2.41	2.64	13,200	15,127	2.45	2.65	17,000	19,364	190,967	64,719	72,955	328,641
6	世田谷区	7.13	7.16	38,800	42,061	2.41	2.62	13,200	15,055	2.41	2.70	17,000	19,701	190,967	64,719	72,319	328,005
7	中野区	7.13	7.50	38,800	44,117	2.41	2.72	13,200	15,579	2.18	2.79	18,600	20,385	190,967	64,719	71,862	327,548
8	江東区	7.13	7.95	38,800	46,719	2.41	2.61	13,200	14,976	2.37	2.70	17,000	19,728	190,967	64,719	71,883	327,369
9	大田区	7.13	7.80	38,800	45,849	2.41	2.58	13,200	14,775	2.36	2.67	17,000	19,500	190,967	64,719	71,524	327,210
10	渋谷区	7.13	7.34	38,800	43,124	2.41	2.47	13,200	14,160	2.36	2.63	17,000	19,180	190,967	64,719	71,524	327,210
11	北区	7.13	7.71	38,800	45,318	2.41	2.61	13,200	14,948	2.25	2.73	17,000	19,922	190,967	64,719	69,775	325,461
12	墨田区	7.13	7.39	38,800	43,419	2.41	2.56	13,200	14,700	2.22	2.64	17,000	19,274	190,967	64,719	69,298	324,984
13	杉並区	7.13	6.80	38,800	39,991	2.41	2.68	13,200	15,382	2.20	2.85	17,000	20,764	190,967	64,719	68,980	324,666
14	足立区	7.13	7.47	38,800	43,901	2.41	2.63	13,200	15,092	2.20	2.72	17,000	19,869	190,967	64,719	68,980	324,666
15	台東区	7.13	7.62	38,800	44,795	2.41	2.61	13,200	14,988	2.18	2.71	17,000	19,805	190,967	64,719	68,662	324,348
16	港区	7.13	7.01	38,800	41,231	2.41	2.31	13,200	13,248	2.13	2.48	17,000	18,100	190,967	64,719	67,867	323,553
17	文京区	7.13	7.12	38,800	41,881	2.41	2.48	13,200	14,250	2.12	2.49	17,000	18,208	190,967	64,719	67,708	323,394
18	新宿区	7.13	7.87	38,800	46,270	2.41	2.78	13,200	15,964	2.05	2.74	17,000	20,005	190,967	64,719	66,595	322,281
19	葛飾区	7.13	7.48	38,800	43,946	2.41	2.59	13,200	14,868	2.03	2.69	17,000	19,606	190,967	64,719	66,277	321,963
20	目黒区	7.13	7.01	38,800	41,194	2.41	2.39	13,200	13,695	2.01	2.55	17,000	18,588	190,967	64,719	65,959	321,645
21	荒川区	7.13	7.66	38,800	45,030	2.41	2.57	13,200	14,714	1.98	2.57	17,000	18,723	190,967	64,719	65,482	321,168
22	中央区	7.13	7.26	38,800	42,690	2.41	2.50	13,200	14,354	1.65	2.61	17,000	19,034	190,967	64,719	60,235	315,921
23	千代田区	7.25	6.89	37,300	40,498	2.04	2.07	11,000	11,886	1.21	2.20	14,200	16,059	189,875	54,436	47,639	291,950
24	東大和市	6.72	6.32	33,500	37,130	2.25	2.40	11,000	13,763	2.16	2.38	12,800	17,369	173,848	57,775	59,944	291,567
25	八王子市	6.30	6.63	34,500	38,959	2.10	2.49	13,000	14,269	1.90	2.54	14,000	18,540	169,170	59,390	58,210	286,770
26	立川市	6.58	6.84	32,100	40,192	2.24	2.48	11,700	14,221	1.69	2.56	14,500	18,715	168,822	59,016	55,871	283,709
27	東村山市	5.75	6.82	35,700	40,110	1.90	2.53	11,800	14,491	1.90	2.58	14,300	18,821	162,825	53,810	58,810	275,445
28	東久留米市	5.22	6.57	34,300	38,631	2.03	2.46	12,800	14,090	1.77	2.53	14,400	18,443	151,598	57,877	56,943	266,418
29	小金井市	5.75	5.99	26,000	35,184	2.05	2.40	13,000	13,768	2.00	2.43	15,000	17,741	143,425	58,595	61,800	263,820
30	町田市	5.65	6.44	32,700	37,839	1.93	2.41	11,100	13,810	1.76	2.42	13,400	17,696	155,235	52,887	54,784	262,906
31	武蔵村山市	5.62	6.90	31,200	40,535	1.81	2.49	12,500	14,296	1.76	2.36	13,000	17,203	151,758	53,779	53,984	259,521
32	昭島市	5.60	6.56	27,500	38,565	2.25	2.44	11,500	14,006	1.70	2.49	14,500	18,177	144,040	58,775	56,030	258,845
33	羽村市	5.82	6.46	25,000	37,952	2.20	2.45	10,500	14,034	1.99	2.50	12,400	18,253	142,538	55,980	56,441	254,959
34	小平市	5.68	6.53	25,700	38,377	2.08	2.46	11,600	14,095	1.61	2.51	15,300	18,349	141,712	56,272	58,199	254,183
35	青梅市	5.80	6.33	29,900	37,200	1.85	2.53	10,200	14,534	1.65	2.63	10,500	19,169	152,020	49,815	47,235	249,070
36	福城市	5.16	6.35	34,100	37,340	1.19	2.55	8,300	14,619	2.19	2.47	13,100	18,058	150,244	35,521	61,021	246,786
37	西東京市	5.41	6.74	31,600	39,612	1.68	2.54	6,500	14,568	1.64	2.51	14,300	18,327	149,219	39,712	54,676	243,607
38	狛江市	5.38	6.16	26,600	36,217	1.87	2.49	10,700	14,277	1.72	2.52	12,900	18,387	138,742	51,133	53,148	243,023
39	清瀬市	5.12	7.52	28,000	44,201	1.81	2.43	10,000	13,832	1.90	2.48	13,000	18,131	137,408	48,779	56,210	242,397
40	多摩市	5.48	6.80	27,600	39,966	1.78	2.52	11,400	14,439	1.58	2.57	11,600	18,755	142,332	51,102	48,322	241,756
41	調布市	5.25	6.76	27,600	39,756	1.88	2.52	9,800	14,431	1.66	2.57	11,400	18,750	138,675	49,492	49,194	237,361
42	三鷹市	5.00	6.82	27,500	40,074	1.90	2.51	10,800	14,407	1.40	2.53	12,500	18,457	134,500	51,810	47,280	233,570
43	日野市	5.20	6.43	28,800	37,808	1.50	2.56	9,600	14,667	1.50	2.56	12,300	18,658	140,280	43,050	48,450	231,780
44	福生市	4.80	6.72	25,000	39,479	2.00	2.53	11,900	14,491	1.55	2.62	12,400	19,110	126,320	55,600	49,445	231,365
45	国分寺市	4.90	6.61	28,000	38,879	1.51	2.47	12,000	14,193	1.13	2.52	14,000	18,423	133,910	48,009	45,967	227,886
46	武蔵野市	5.00	6.42	25,900	37,748	1.80	2.51	9,800	14,407	1.50	2.58	12,200	18,800	131,300	48,220	48,250	227,770
47	国立市	5.50	6.01	20,000	35,329	1.80	2.49	10,000	14,267	1.85	2.50	11,000	18,276	127,450	48,820	51,415	227,485
48	あきる野市	5.03	5.73	26,200	33,682	1.62	2.50	9,000	14,341	1.53	2.53	12,000	18,474	132,377	43,758	48,327	224,462
49	府中市	4.75	7.11	23,720	41,786	1.48	2.58	7,440	14,823	1.55	2.60	9,840	18,965	122,965	38,412	44,325	205,702
区市平均		6.27		33,527	40,799	2.11		11,829	14,436	1.94		14,833		※網掛けは、令和3年度に改定のあった項目			
市平均		5.48		28,797	38,560	1.87		10,690	14,278	1.72		12,948					

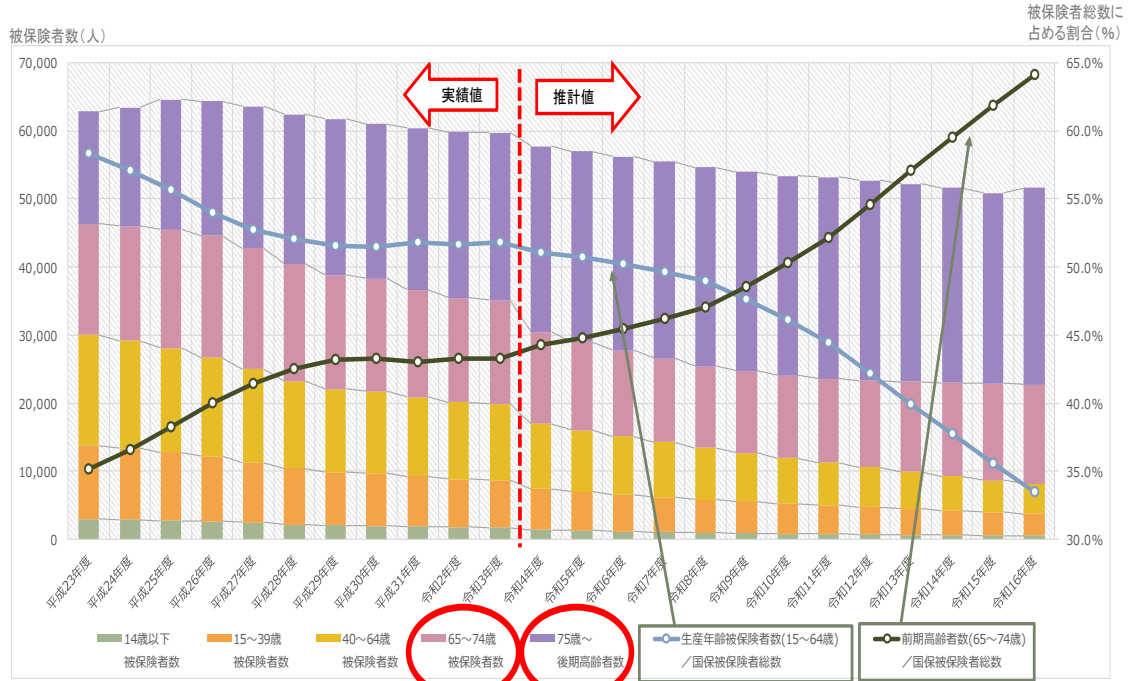
【令和3年度標準保険税率について】

	医療分		後期支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
R3 (標準保険税率)	6.43	37,808	2.56	14,667	2.56	18,658	11.55	71,133
R3 (現行税率)	5.20	28,800	1.50	9,600	1.50	12,300	8.2	50,700
差	▲1.23	▲9,008	▲1.06	▲5,067	▲1.06	▲6,358	▲3.35	▲20,433

【国民健康保険税率等の改定内容について】

区分	内容	現行税率等	改定案	差
基礎課税額 (医療分)	所得割	5.2 %	5.4 %	0.2 %
	均等割	28,800 円	30,600 円	1,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	9,600 円	10,500 円	900 円
介護納付金分	所得割	1.5 %	1.7 %	0.2 %
	均等割	12,300 円	13,200 円	900 円
合計 (40歳未満, 65歳以上)	応能割	6.7 %	7.1 %	0.4 %
	応益割	38,400 円	41,100 円	2,700 円
合計 (40歳~64歳)	応能割	8.2 %	8.8 %	0.6 %
	応益割	50,700 円	54,300 円	3,600 円

『日野市の国保・後期高齢者の人口推計』



参考：「日野市人口ビジョン」人口の将来推計

日野市の人口推計を基に、国民健康保険の被保険者数と後期高齢者医療保険の被保険者数について推計したグラフです。

加入者数の見込みと、前期高齢者の割合が国民健康保険予算において重要となるため、このような予測をたてて検討しています。

棒グラフは、国民健康保険加入者数の被保険者数を年齢別に色分けし、後期高齢者と合計しています。65歳以上の被保険者と75歳以上の後期高齢者の合計が、平成23年度は全体の $1/2$ 程度であったものが、令和3年度では $2/3$ を占めています。

国民健康保険全体の被保険者数は減少する見込みの中、65～74歳までの前期高齢者の被保険者数は、若干減少してから増加傾向と見込んでいます。また、後期高齢者は加速度的に増加していくと予測しています。

青色の折れ線グラフは、国民健康被保険者総数に占める生産年齢被保険者数(15～64歳)の割合を示しています。

黒色の折れ線グラフは、国民健康被保険者総数に占める前期高齢者数(65～74歳)の割合を示しています。生産年齢被保険者が減少し、前期高齢者数が増加するため、令和9年度を境に割合が逆転していくと予測されています。

前期高齢者の比率が高いと、一般的に医療費が多くなることから、納付金等の算定にあたり一部が減額されます。(日野市は他自治体に比べ、前期高齢者の割合が高いため減額されています。ただし、減額した分を埋め合わせるため、医療費がそれほどかからない区部等が増額されています。)

今後も同様の制度が、適用されていく見込みです。

令和3年3月に東京都へ提出済みの財政健全化計画における

令和4年度 国民健康保険税 税率改定パターン（案）

単位（千円）

税率改定			条 件	予算科目	R4	R5	R6	合計
R4	R5	R6	・所得割税率は0.6%／回、 均等割額は3,600円／回の 増 ・6回改定で令和13年度到達 予定	保険税（現年分）	2,940,960	2,929,013	3,113,830	
				保険税（滞繰分）	125,117	120,112	115,307	
				保険税（計）	3,066,077	3,049,125	3,229,137	9,344,339
				標準保険税率・保険税（計）	3,873,315	3,852,696	3,830,170	11,556,181
				改定税率保険税との差	807,238	803,571	601,033	2,211,842
○ 0.6%		○ 0.6%		その他一般会計繰入金	1,523,062	1,551,070	1,355,344	1,399,085

改正による一世帯当たりの負担増額（円）		
年 度	単身世帯	4人世帯
R4	+ 11,100	+ 9,800
R5	0	0
R6	+ 11,100	+ 28,900
合 計	+ 22,200	+ 38,700

一世帯当たりの負担額 試算条件

【単身世帯】

世帯員数：1名 介護保険該当：1名
課税基礎額：125万円

【4人世帯】

世帯員数：4名 介護保険該当：1名
課税基礎額：309万円
※未就学児1名＝均等割額半額該当

※令和4年度から、未就学児に対し均等割額を1/2とする制度の導入が予定されているが、現時点の試算では減額は反映していない
ただし、改正による一世帯当たりの負担額についてのみ未就学児の軽減額を適用して試算している

新型コロナウイルス感染症の影響について

- 市税に関しては、新型コロナウイルス感染症による景気変動はあまり影響していないように見受けられました。

個人住民税 (決算時点)	(R 2) 13,585,186千円、(R 1) 13,494,248千円、(H 3 0) 13,170,222千円 (R 3) 13,345,368千円・・・R3.7月末時点 ※R3は8月以降も修正申告及びコロナによる受付延長分が加算されていくため、増額する見込みです。
保険税 (当初賦課時点)	調定額 (R 3) 2,840,191千円、(R 2) 2,852,618千円、(R 1) 2,955,024千円 一人当たり保険税額 (R 3) 80,216円、(R 2) 79,600円、(R 1) 80,278円
現年徴収率 (決算時点)	(R 2) 93.6%、(R 1) 93.3%、(H 3 0) 94.0% 減免を適用したこと等により、令和2年度の徴収率は微増である。

- 国民健康保険の加入者のうち、非正規雇用の給与所得者や給与以外の所得者（営業等）については、減免の申請状況等から推察すると多少なりともコロナの影響があったとみられる。

- 所得額や離職理由等に応じた軽減や、コロナの影響による収入減少による減免を適用することで、保険税について、市として一定の手当てはできている。

【課税限度額の適用】

前年の所得が一定以上ある世帯に対して、応能原則の適用とは言え、ある程度の限度を設けることは適当であるとの考えから、限度額が設定されている。（コロナの影響による離職者含む）

世帯限度額	医療	63万円	支援	19万円	介護	17万円
該当世帯数	R 3	279世帯	R 2	247世帯	R 1	324世帯

【非自発的失業による軽減】

倒産・解雇などによる離職や雇止めなどによる離職により、社会保険から国民健康保険へ切り替えとなった人に対して、2か年度保険税を軽減する。（コロナの影響による離職者含む）

軽減額	失業した本人の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算する					
該当世帯数	R 3	274世帯	R 2	295世帯	R 1	282世帯

【減額賦課（7割・5割・2割）】

世帯の前年所得額に応じて、3段階で均等割額を軽減する。R3年度から、税制改正により基準が変更となっている。

軽減判定所得	7割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下					
	5割	{(7割基準額) + (28万5千円 × 被保険者数)} 以下					
	2割	{(7割基準額) + (52万円 × 被保険者数)} 以下					
該当世帯数	R 3	(7割)	6,724世帯	(5割)	2,598世帯	(2割)	2,667世帯
	R 2	(7割)	6,487世帯	(5割)	2,593世帯	(2割)	2,722世帯
	R 1	(7割)	6,525世帯	(5割)	2,545世帯	(2割)	2,668世帯

【新型コロナウイルスの影響による収入減少世帯に対する減免】

主たる生計維持者が、新型コロナウイルスにより死亡又は重篤な傷病を負った場合、及びコロナの影響で一定以上収入が減った場合に減免を適用。

減免率	世帯の所得等により100%から0.39%（令和2年度実績）				
減免決定件数	R 2	580件	減免決定額	R 2	82,115千円